令和８年２月 14 日
第６回区長会議資料
道路河川課作成　建設水道部課長：宮上　佳弘
担当：伊藤　祐一郎

区　長　各　位

道路河川課

令和８年度　交通安全啓発活動について

日頃は交通安全の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和８年度も引き続き交通安全啓発活動へのご協力をお願いいたします。

１　令和８年度 交通安全街頭啓発について

（ 資料「令和８年度 交通安全運動」参照）

（１）多治見警察署、東濃地区交通安全協会、市が合同で行う交通安全啓発活動です。
地域ごとの通学路等の決められた交差点での見守り（街頭指導）とパトカー、交通安全協会及び市の交通安全広報車で４コースに分かれて市内全域の巡視を行います。
時間は７時 15 分から８時 15 分ですが、街頭指導は地域によって異なる場合もあります。
なお、11 月 16 日（月）は「夕暮れ時の県内一斉街頭啓発日」に併せて、夕刻（16 時～17 時）に実施します。

（２）気象警報発令時などは、多治見警察署と東濃地区交通安全協会が協議の上、中止の決定をいたします。急な中止の場合は、市からの連絡はできませんので、ご承知願います。

（３）街頭啓発活動の運用については、各区や各町内会にお任せします。

（４）「社会奉仕活動届出書」は道路河川課より提出します。各地域の割り振り表や名簿等を道路河川課に届ける必要はありません。

【お問い合わせ】
多治見市役所　建設水道部　道路河川課
日ノ出町２丁目 15 番地　本庁舎３階
国県調整交通安全グループ
担当：伊藤　祐一郎
電話：0572-22-1274（直通）

資 料

令和８年２月 14 日
第６回区長会議資料
道路河川課作成　建設水道部課長：宮上　佳弘
担当：伊藤　祐一郎

令和８年度交通安全運動

○	春の全国交通安全運動	４月　６日（月）	～　４月 15 日（水）
○	夏の交通安全県民運動	７月 11 日（土）	～　７月 20 日（月）
○	秋の全国交通安全運動	９月 21 日（月）	～　９月 30 日（水）
○	年末の交通安全県民運動	12 月 11 日（金）	～　12 月 20 日（日）

交　通　安　全　街　頭　指　導　日			
令和８年	実　施　日		備　考
４月	７日（火）	15 日（水）	春の全国交通安全運動
５月		15 日（金）	
６月		15 日（月）	
７月	13 日（月）	17 日（金）	夏の交通安全県民運動
８月			**※８月は実施しません。**
９月	24 日（木）	30 日（水）	秋の全国交通安全運動
10 月		15 日（木）	
11 月	２日（月）	16 日（月）	**※16 日は夕刻に実施（16 時～17 時）**
12 月	11 日（金）	18 日（金）	年末の交通安全県民運動
令和９年	実　施　日		
１月			**※１月は実施しません。**
２月		15 日（月）	
３月		15 日（月）	

（多治見警察署交通第１課作成）

令和８年２月 14 日
第６回区長会議資料
道路河川課作成　建設水道部課長：宮上　佳弘
担当：伊藤　祐一郎

交通安全街頭啓発（見守り）上の留意点

1　交差点に立ち、歩行者（特に学童、園児）の通行・横断が安全に行われているかを確認し、必要に応じて注意・誘導をお願いします。

2　横断の際は、歩行者を保護する為に横断旗等を用いてください。また、横断の合図はゆとりを持ってはっきりと運転手にわかるように行ってください。

3　車両等が停止してくれた場合であっても、他の車両等の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるよう誘導してください。

4　走行中の車両の前面に出て誘導することは、極めて危険であるため絶対にしないでください。

5　黄信号や歩行者用青信号が点滅しているときは、次の青信号に変わってから横断するよう誘導してください。

6　横断中に黄信号に変わったり、歩行者用青信号が点滅したりしたときは、速やかに渡り終えるか、速やかに引き返すよう誘導してください。

7　交差点で信号が青であっても、右左折してくる車両等に注意して横断するよう誘導してください。

※街頭啓発中は、歩道上やガードレール等の柵が設けられている場合は柵の内側で誘導を行い、できる限り車道へは出ないようご注意ください。また、啓発活動する者に特別な権限（指示や命令）は与えられていませんので、行き過ぎた誘導や行動をしないようお願いします。